

ALICE-ONE 会員規則

平成26年1月20日改定

本規則は、一般社団法人大阪大学ナノ理工学人材育成産学コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という)定款第7条に基づき、本コンソーシアムへの入会手続、入会金、会費に関する事項を定めるものである。

第1条(会員種別)

1. 本コンソーシアムの会員種別は、以下に定める企業会員、個人会員、学会会員、特別会員の4種とする。
 - (1) 企業会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人
 - (2) 個人会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した個人
 - (3) 学会会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した大学及び公的研究機関等の学術関係者
 - (4) 特別会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した本コンソーシアムの活動を支援する団体(経済団体、商工会議所等)の関係者
2. 企業会員には、納入する会費の額に応じて、A会員、B会員、C会員、D会員、S会員の5種の区分を設ける。
3. S会員は中小企業法人のための特別な会員資格であり、下記に示す資本金の要件、従業員数の要件のいずれかを満たす中小企業法人のみが対象となる。

記

- 1) 製造業その他:資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社
- 2) 卸売業:資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社
- 3) 小売業:資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社
- 4) サービス業:資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社

第2条(入会)

1. 本コンソーシアムに会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本コンソーシアムへの入会を希望する者から前項の申込みがあった場合、理事会においてその可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。
3. 本コンソーシアムへの入会時期は、以下のときとする。
 - (1) 企業会員については入会金を納入したとき
 - (2) 個人会員、学会会員、特別会員については理事会の承認が得られたとき

第3条(会員の利益)

1. 企業会員は、本コンソーシアムが主催する各種行事、相談会に無料で参加できるほか、その役員又は従

業員が、国立大学法人大阪大学が主催する「大阪大学ナノ高度学際教育研究訓練プログラム(社会人再教育)」(以下、「本プログラム」という)を受講する際に、最大下記の人数分(以下、「優先枠」という)の講義教材、実習教材の費用負担の免除を受けることができる。

- (1) A会員 2名
 - (2) B会員 4名
 - (3) C会員 10名
 - (4) D会員 15名
 - (5) S会員 1名
2. 本コンソーシアムは、企業会員の従業員が本プログラムを受講する場合、前項の優先枠内の人数の受講生に対して、各自、年間10万円までの奨学金を支給することができる。
 3. 企業会員(S会員を除く)は第5条第2項に定める追加年会費を納入すれば、優先枠を拡大することができる。
 4. 個人会員は、本コンソーシアムが主催する各種行事、相談会に無料で参加できるほか、本プログラムを受講する際の講義教材、実習教材の費用負担の免除を受けることができる。
 5. 学会会員、特別会員は本コンソーシアムが主催する各種行事、相談会に無料で参加することができる。

第4条(入会金)

1. 企業会員は、第2条第2項の通知を受けてから、30日以内に入会金10万円を納入しなければならない。
2. 個人会員、学会会員、特別会員の入会金は無料とする。

第5条(年会費)

1. 企業会員は、A会員からD会員及びS会員の区分に応じ、下記の年会費を納入しなければならない。
 - (1) A会員 40万円
 - (2) B会員 80万円
 - (3) C会員 200万円
 - (4) D会員 300万円
 - (5) S会員 20万円
2. 企業会員(S会員を除く)が、第3条第3項に基づき、優先枠の拡大を求める場合、下記の追加年会費を納入しなければならない。
 - (1) A会員 優先枠1人分の拡大につき25万円
 - (2) B会員 優先枠1人分の拡大につき25万円
 - (3) C会員 優先枠1人分の拡大につき25万円
 - (4) D会員 優先枠1人分の拡大につき25万円
3. 個人会員は、年会費として20万円を納入しなければならない。
4. 学会会員、特別会員の年会費は無料とする。
5. 年会費は、毎年度4月中に発行される請求に基づき、5月末日までに納入するものとする。

第6条(会員情報の変更)

会員は、入会後に、氏名(名称)、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等入会申込書に記載の事項に変更が生じた場合、速やかに事務局宛に変更届を提出しなければならない。

第7条(会員の地位の譲渡)

本コンソーシアムの会員の地位は、第三者に譲渡することができない。ただし、理事会の事前の承認がある場合はこの限りでない。

第8条(休会)

1. 会員が各年度の5月31日までに休会の意思表示をし、理事会がこれを承認した場合、当該年度の年会費の支払いを免除する。
2. 休会中の会員は、その年度の受講生の教材費の免除の適用を受けられないほか、会員としての利益を享受することはできないものとする。

第9条(会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条(退会)

1. 会員は、所定の退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
2. 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づいて、当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。

第12条(拠出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第13条(会員規則の変更)

この規則を変更した場合、速やかに会員に通知するものとする。

附則

この規則は、平成21年1月7日から実施する。

附則2

この改定規則は、平成22年11月1日から実施する。

附則3

この改訂規則は、平成26年1月20日から実施する。